

台湾食品バイヤー招へい商談会 募集案内



台湾では日本食への関心が高く、高品質で付加価値のある食品への需要が拡大しています。台湾は宮城県からのアクセスも良く、多くの旅行者が訪れる有望な市場です。ジェトロ仙台では、台湾の食品バイヤーを招へいし、県内食品事業者様との対面商談会を開催いたします。海外バイヤーに商材の魅力を直接伝えることの出来る絶好の機会です。

日時 10/30(金) 10時～16時30分(予定)

会場 TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口 カンファレンスルーム5J

宮城県仙台市青葉区花京院1丁目2-15ソラプラザ事務所4階

※事前に商談を設定・バイヤーと対面商談40分/件

※ジェトロにて通訳を手配するため、日本語で商談いただけます。

募集数 20社・団体程度

※商談前にバイヤーによる審査があります。

審査の結果、商談が設定されないことがございます。
あらかじめご了承ください。

対象商品 食品全般(常温、冷蔵、冷凍)

招聘バイヤー

- ・京奇貿易有限公司
- ・忠信國際開發事業有限公司
- ・逢泰企業股份有限公司

申込期限

STEP 1 : 9/18 (金)

STEP 2 : 9/25 (金)

■ 商談会までの流れ

参加申し込み

9月18日(金)23:59

STEP 1 イベント参加申し込み

ご参加には条件をすべて満たす必要があります。
必ず下記の**応募概要**をご確認の上、お申込みください。

商品登録

9月25日(金)23:59

STEP 2 商品情報登録・更新 ※事務局からメールが届きます。

本商談会のご提案商品は、ジェトロが運営するオンラインカタログサイト「**Japan Street**」にご登録が必要です。

ご登録いただいている**すべての商品が対象**となります。

ご案内メール記載の手順で、登録・更新ください。

完了には2〜3営業日を要します。余裕を持ってご登録ください。

バイヤーによる選定

9月下旬〜10月上旬

Japan Streetの情報を元に、バイヤーが商談先事業者を選定いたします。

選定結果通知

10月15日(木)頃

商談設定の成立／不成立にかかわらず、お申込みいただいたすべての企業様へ結果を通知いたします。

商談会当日

10月30日(金)

商談スケジュールをご確認の上、指定の日時・会場にお越しください。

■ 応募条件

1. 宮城県内に事業所を有し、農水産物、食品、飲料の輸出に意欲のある事業者（農業者、漁業者、農業法人、食品加工業者等）であること。
2. 日本産の農水産物（生鮮品）、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。
※100%他国産原材料の商品は除く（ラベル替え、パッケージ化など）
3. ジェトロの「Japan Street」へ**企業情報、商品情報の登録**をいただけること。
※Japan Streetは、ジェトロが招待したバイヤー専用のオンラインカタログサイトです。
Japan Streetに登録された情報をもとに、バイヤーに対して商談提案を行います。
Japan Streetに関する詳細は「[ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ“Japan Street”](#)」をご覧ください。
4. JETRO e-Venueへの登録に同意いただけること。
※Japan Streetご利用時にはJETRO e-Venueへの登録が発生します。
JETRO e-Venueのご利用は無料ですが「[JETRO e-Venue利用規約](#)」に同意いただく必要がございます。あらかじめ利用規約をご確認の上、商談会へ申込み願います。
5. バイヤーとの商談において、価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表等を含む商品説明資料等を作成し、**具体的なビジネスの提案を行うことができる事業者**であること。
6. 主催者が求める感染防止対策にご協力いただけること。
7. ジェトロが**商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等**にご協力いただけること。

お問合せ

ジェトロ仙台 担当：富田・森脇・吉田

TEL 022-223-7484 E-MAIL sen@jetro.go.jp

■ 留意事項

- ① 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ② 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本商談会へのご参加をお断りします。
- ③ 参加申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
- ④ 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談がキャンセル・別日に変更になる可能性がございます。
- ⑤ 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ⑥ 本イベントによりバイヤー又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- ⑦ 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
- ⑧ 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- ⑨ お客様は、ジェトロが本イベントの成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
- ⑩ 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ⑪ 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、地方裁判所又は簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

■ 現地規制

現地の輸入規制や関税等のため、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、次のウェブサイト等を参照願います。
また、輸出条件等についても事前に調査やご確認をお願いします。

■ 台湾への農林水産物・食品の輸出に関するレポート（公益財団法人日本台湾交流協会作成）

https://www.koryu.or.jp/Portals/0/taipei/2026/0402/pf01_report.pdf

■ 輸出に係る不明点は、ジェトロの「農林水産物・食品輸出相談窓口」をご利用ください。

https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

- ① 本イベントにおいて、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
- ② ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - (5) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - (6) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (7) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- ③ 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。
- ④ ジェットロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェットロからの連絡のために利用することができます。また、ジェットロは、当該情報のうち、企業情報と商品情報の一部については、ジェットロのアレンジする商談相手に提示するために利用します。ご提供いただいた情報については、共催機関に共有する場合があります。
- ⑤ 感染症拡大等により、バイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェットロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程 ② のとおり、参加者が負担した経費をジェットロが補填することはできかねます。